

令和6年度 大阪産業創造館指定管理予定者選定会議開催要綱

（選定会議の開催）

第1条 大阪産業創造館の指定管理予定者の選定及び令和7年度以降の指定管理者による管理運営状況に関して、外部の有識者から意見を徴することを目的に、大阪産業創造館指定管理予定者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催する。

（委員）

第2条 委員は、中小企業支援施策、経営等に関する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（会議の開催）

第3条 選定会議の開催期間は、選定に関する第1回目の意見を聴取する日から、当該意見聴取により指定を受けた令和7年度以降の指定管理者の指定期間最終年度の管理運営状況の評価に当たって意見を聴取するまでとする。

2 意見の聴取については、委員からの書面による意見をもって会議の開催にかえることができる。

3 必要があると認めたときは、意見の聴取をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）により開催することができる。

(関係者の出席)

第4条 委員は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、選定会議で知り得た情報を漏らしてはならない。選定会議の開催期間以降も、同様とする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課が担う。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、経済戦略局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。